

1 類似業種株価等通達の趣旨

類似業種株価等通達は、相続等により取得した取引相場のない株式の価額を類似業種比準方式により評価する場合に使用する類似業種の「株価」、「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの年利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」を定めるものである。

(1) 類似業種比準方式と類似業種株価等通達との関係

類似業種比準方式は、評価しようとする取引相場のない株式の発行会社（以下「評価会社」という。）と事業内容が類似する業種目に属する複数の上場会社（以下「類似業種」という。）の株式の株価の平均値に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たりの利益金額及び1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額をいい、以下「簿価純資産価額」という。）の比準割合を乗じて、取引相場のない株式の価額を評価する方式である。

その計算式は次のとおりであるが、計算式のうち類似業種の株価「A」、類似業種の1株当たりの配当金額「B」、類似業種の1株当たりの利益金額「C」及び類似業種の1株当たりの簿価純資産価額「D」（以下これらを併せて「類似業種の株価等」という。）を、類似業種株価等通達で定めている。

○ 類似業種比準方式の計算式

$$A \times \left(\frac{\text{㉔}}{B} + \frac{\text{㉕}}{C} + \frac{\text{㉖}}{D} \right) \times 0.7 \text{ (注)}$$

「A」＝類似業種の株価

「B」＝類似業種の1株当たりの配当金額

「C」＝類似業種の1株当たりの利益金額

「D」＝類似業種の1株当たりの簿価純資産価額

類似業種株価等通達で定める

「㉔」＝評価会社の1株当たりの配当金額

「㉕」＝評価会社の1株当たりの利益金額

「㉖」＝評価会社の1株当たりの簿価純資産価額

(注) 0.7は、中会社の場合は「0.6」、小会社の場合は「0.5」

(2) 類似業種の比準要素の算出における1株当たりの資本金の額等

(1)の計算式のA、B、C、D、㉔、㉕及び㉖の金額は、これまで1株当たりの資本金等の額（法人税法第2条((定義))第16号に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）を50円とした場合の金額として算出していた。これは、類似業種の株価を基として、評価会社の1株当たりの配当金額、1株当たりの利益金額及び1株当たりの簿価純資産価額と、類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たりの利益金額及び1株当たりの簿価純資産価額を比較して評価会社の株式の価額を計算するに当たり、1株当たりの資本金等の額の多寡による相違を無くすためである。

なお、平成29年4月27日付課評2-12ほか2課共同「財産評価基本通達の一部改正につ

いて」(法令解釈通達)(以下「平成 29 年 4 月 27 日付評価通達改正」という。)により、類似業種の比準要素について連結決算を反映させるため財務諸表に基づく数値とすることとのバランスから、平成 29 年分以降、類似業種の株価等については、1 株当たりの資本金の額等(資本金の額及び資本剰余金の額の合計額から自己株式の額を控除した金額をいう。以下同じ。)を 50 円とした場合の金額として算出することとした。

(注) 評価会社の 1 株当たりの配当金額、1 株当たりの利益金額及び 1 株当たりの簿価純資産価額については、従来どおり 1 株当たりの資本金等の額が 50 円以外の金額である場合には、1 株当たりの資本金等の額を 50 円とした場合の金額として算出することに留意する。